



長良川の鵜飼(岐阜市)
撮影：清水勝医師

【平野総合病院】

〒501-1192 岐阜市黒野176番地5
TEL. 058-239-2325 FAX. 058-234-1830
* 血液浄化センター TEL. 058-239-2325 (内線249)
* 総合健診センター TEL. 058-234-6351 (直通)
FAX. 058-234-6390

【岐阜中央病院】

〒501-1198 岐阜市川部3丁目25番地
TEL. 058-239-8111 FAX. 058-239-8216
* 地域医療連携センター TEL. 058-239-8515 (直通)
FAX. 058-239-8236 (直通)
* 血液浄化センター TEL. 058-239-8281 (直通)
* デイケアセンター TEL. 058-239-8501 (直通)

岐阜中央病院 基本方針

1. 地域の一次救急および二次救急医療機関として24時間、年中無休の診療体制をとり、急性期病院としての役割を担う。
2. 岐阜・西濃圏域の回復期リハビリテーションを担う。
3. 岐阜県のホスピス・緩和ケアの更なる充実に寄与し、地域連携の中での役割を積極的に担う。
4. 地域包括ケア病棟、療養病床により在宅への移行を目指した慢性期医療を担う。
5. 慢性腎不全に対する維持透析および急性期血液浄化療法の充実をはかる。
6. 地域の医療施設との連携、介護施設への医療支援、デイケア、訪問看護、訪問リハビリテーション等により地域および在宅での医療、介護の充実に貢献する。

【関連施設】

* 介護老人保健施設 岐阜リハビリテーションホーム	〒501-1192	岐阜市黒野181番地	TEL. 058-234-1515
* 岐阜市在宅介護支援センター平野	〒501-1192	岐阜市黒野176番地5	TEL. 058-239-3778
* 岐阜市地域包括支援センター岐北	〒501-1192	岐阜市黒野176番地5	TEL. 058-234-3933
* 岐阜中央病院訪問看護ステーション	〒501-1198	岐阜市川部3丁目25番地	TEL. 058-239-8507

【関連法人】

社会福祉法人誠広会

* ケアハウス やすらぎの里 川部苑	〒501-1151	岐阜市川部3丁目20番地	TEL. 058-239-7722
* 特別養護老人ホーム やすらぎの里 川部苑	〒501-1151	岐阜市川部3丁目43番地	TEL. 058-293-5522

学校法人 誠広学園

* 平成医療短期大学 看護学科・リハビリテーション学科(理学療法専攻・作業療法専攻・視機能療法専攻)

〒501-1131 岐阜市黒野180番地 TEL. 058-234-3324

労働安全法改正について

総合健診センター 河合 寿一

厚生労働省は平成25年から国が取り組む中長期的な計画として、労働災害防止計画「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために」を掲げ、重点とする健康確保・職業性疾病対策として下記の対策を挙げた。

- ① メンタルヘルス対策
- ② 過重労働対策
- ③ 化学物質による健康障害防止対策
- ④ 腰痛・熱中症対策
- ⑤ 受動喫煙防止対策

1) メンタルヘルス(心の健康)対策としての重要性の社会的背景について

厚生労働省の調査によると、近年、職場での過重労働による疲労の蓄積やストレスによる健康障害、精神障害等による労災補償の増加、休業または退職する割合が増加しており、これは業種別にみると情報通信業、電気ガス・熱供給・水道業や金融・保険業に高く、長時間時間外労働の排除や地域産業保健センター等による助言指導等の健康管理対策の徹底を図ることとなりました。

2) ストレスチェック制度の導入(平成27年12月1日施行)

上記の理由から、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としました。

これは

- ① すべての労働者のストレスチェックを受検することが望ましいこと。
- ② また、ストレスチェックの結果により、労働者は自ら申し出を行い産業医等の医師による面接指導を受けることが望ましいこと。
- ③ 事業者はストレスチェックの結果の集団ごとの集計・分析により職場に必要な措置をとることが努力義務であること。

さらに

- ④ 労働者のプライバシーの保護を守ること。
- ⑤ 労働者の不利益取り扱いの防止を重視しています。

ストレスチェック制度が施行されて以降、産業医、保健師、看護師を対象に頻回に研修会が実施されています。この法律が順調に運用され、労働者のメンタルヘルス、過重労働の改善に役立つことを祈っています。

「変わりゆく臨床検査の業務」

臨床検査課 森 さゆり

一般の方に「病院の中で働いている人という、どんな職業を思い浮かべますか？」と質問すると、医師・看護師、その次は受付の事務職員やリハビリや薬剤師が思いつくそうです。誰もが一度は病院に訪れたことはあると思います。患者さんとして、付き添いとして、またはお見舞いとして、理由は様々だと思います。おそらく、病院で働く人のイメージの一つには「接する時間」の長さが関係するのかもしれませんが。

実際、私たち臨床検査技師が患者さんとお会いするのは、処置室での採血の時、心電図や心エコーなどの生理機能検査の時など、限られた時間になると思います。さらに、患者さんの多くは臨床検査技師が採血や検査を行っているという認識はないかもしれません。

昨年より私たち臨床検査技師が厚生労働省の指定講習会に参加し、知識・技術を身につけ、今まで医師や看護師しかできなかった検体採取の一部ができるようになりました。たとえばインフルエンザなどの鼻腔粘膜からの検体採取や白癬などを疑う時の皮膚採取など、医師の指示のもと、患者さんとお会いして、検査の内容を説明、直接検体採取することが可能となりました。

早速、岐阜中央病院の臨床検査技師全員が講習会を受講し、今年のインフルエンザの流行時期は外来・病棟で患者さんから直接検体採取をさせて頂きました。確かに資格者の誰が採取しても大きな違いはありませんが、利点としては医師の依頼入力から検査結果報告までの時間短縮となり、診察までの待ち時間が少しは短くなったと思っています。

もうひとつの変化として、平成26年度から全国で「検査説明・相談が出来る臨床検査技師育成講習会」が開催されています。当院の技師も岐阜県開催の講習会を受講しています。その結果もあって、昨年6月より、血液浄化センターにて透析患者さんへの検査説明を毎月定期的に継続しています。

近年、病院の医療の形が少しずつ変化してきています。それぞれの専門職が専門的知識や技術を向上させるだけでなく、その特性を共有し、医療を提供する「多職種協働」もその一つです。

臨床検査技師も医師の指示のもと「検体採取」から「結果報告」を正確かつできるだけ短い時間で行うことで、その先の医師の診断・治療に繋がると考えています。さらに、そこに「検査についての説明」が加われば、患者さんの安心にもなると考えています。

いつか、「病院で働く人」のイメージの中に「臨床検査技師」が出てくるような日がくるというのを願って全員で取り組んでいます。